



みなし譲渡／取引相場のない株式の時価に配当還元方式を認容！

取引相場のない株式の譲渡所得の計算に当たり、納税者が譲渡対価を配当還元方式で申告したところ、原処分庁から類似業種比準方式で計算した額の2分の1に満たないから低額譲渡に当たるとして、更正処分を受け、一審の東京地裁では請求を棄却されたものの、高裁で逆転し、低額譲渡に当たらないとされた事例を紹介します。（平成30年7月19日東京高裁・原判決変更・却下・全部取消し・納税者勝訴・上告受理申立て・TAINSコード：Z888-2198）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

A社の代表取締役であった被相続人庚が、所有していたA社株式のうち72万5000株を、B社に対して譲渡したことに付き、相続により庚の所得税の納付義務を承継した控訴人らが、譲渡所得の収入金額を譲渡対価（1株当たり75円・配当還元方式）と同じ金額として申告したところ、鶴見税務署長が、譲渡対価はその時におけるA社株式の価額（1株当たり2990円、異議決定後は2505円・類似業種比準方式）の2分の1に満たないから、本件株式譲渡は低額譲渡（所法59）に当たるとして更正処分等をした事案です。

<裁判所の判断>

- 1 被控訴人は、譲渡所得に対する課税の趣旨から、評価通達188の(2)から(4)までに係る株主区分の判定についても、譲渡人の譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。
評価通達188の(2)及び(4)には、「株式取得後」と、同(2)から(4)までには「取得した株式」との文言があり、その文理からすると、譲渡後の譲受人の議決権割合を述べていることが明らかであるから、被控訴人主張のように理解するためには、同(2)及び(4)の「株式取得後」との文言を「株式譲渡前」と、同(2)から(4)までの「取得した株式」との文言を「譲渡した株式」と、それぞれ読み替えることを要するが、所基通59-6の(1)の文言は、評価通達188の(1)の「同族株主」について述べているのであるから、評価通達188(2)から(4)までの「同族株主」以外の部分までが上記のように読み替えられて適用される旨を読み取ることは、困難である。
- 2 A社株式が評価通達188の(3)の株式に該当するかどうか争われているところ、所基通59-6の(1)が、評価通達188の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかについて譲渡人の譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)までについて何ら触れていないことからすれば、同(3)の「同族株主のいない会社」に当たるかどうかの判定（会社区分の判定）については、それが同(1)の「同族株主のいる会社」の対概念として定められていることに照らし、所基通59-6の(1)により譲渡直前の議決権の数により行われるものと解されるとしても、「課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式」に該当するかどうかの判定（株主区分の判定）については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。
- 3 A社には、株式譲渡の直前において、議決権総数の30%以上の議決権を有する株主及びその同族関係者は存在しなかったから、同社は「同族株主のいない会社」に当たる。そして、B社の株式取得後の議決権割合は7.88%であり、B社には同族関係者がおらず、その議決権割合はA社の議決権総数の15%未満にとどまる。したがって、A社株式は、評価通達188の(3)の株式に該当するから、所基通59-6、評価通達188-2に従い、配当還元方式によって評価すべきこととなる。
- 4 以上のとおり、本件株式譲渡は所得税法59条1項2号の低額譲渡に当たらないにもかかわらず、これに当たるとしてされた各更正処分等は違法である。（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上判決について詳細（全文・A4判10頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。